

厚木市障害者控除対象者認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号の規定による障害者控除対象者の認定について必要な事項を定める。

(認定申請)

第2条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(認定審査)

第3条 市長は、申請書の提出があったときは、対象者の状況を調査し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める基準等に基づき認定するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定を受けた者 別表に定める要介護度及びその認定資料における日常生活自立度に関する基準
- (2) 前号に該当しない者で、知的障害者に準ずるもの 精神科医が作成する障害者控除対象者認定に係る診断書
- (3) 第1号に該当しない者で、身体障害者に準ずるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師が作成する障害者控除対象者認定に係る診断書

(交付等)

第4条 市長は、審査の結果、障害者控除対象者に該当すると認めるときは、申請者に障害者控除対象者認定書を交付するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、障害者控除対象者に該当しないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 市長は、過去の要介護認定資料等により、過年分の状況について第3条の認定をすることができるときは、その過年分について認定することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表

認定区分	準じる障害の種類及び程度	要介護認定基準等	
		要介護度	自立度
特別障害者	知的障害者（重度）	3以上	Ⅲa以上
	身体障害者（1級・2級）	4以上	B 2以上
障害者	知的障害者（軽度・中度）	1以上	Ⅱa以上
	身体障害者（3級～6級）	1以上	A 1以上

備考

- 1 要介護度及び自立度の認定基準のいずれも満たすものとする。
- 2 知的障害者に準じる者の認定に使用する自立度は、要介護認定資料のうち、主治医意見書又は認定調査票の認知症高齢者自立度とする。
- 3 身体障害者に準じる者の認定に使用する自立度は、要介護認定資料のうち、主治医意見書又は認定調査票の障害高齢者自立度（寝たきり度）とする。